〈解説〉

脳・心臓疾患の労働災害認定の変遷

佐藤 浩樹*

Changes in Workplace Accident Recognition for Brain/ Heart Disease Patients

Hiroki SATOH*

要旨

労働災害は労働者の安全確保の観点より重要な課題である。労働災害は 原因疾患より,精神疾患と脳・心臓疾患の2種類に大別される。これまで, 脳・心臓疾患の労働災害認定は主に時間外労働時間から判断される過重労働 が判定基準であった。しかしながら,2021年に認定基準が改正された。この ような背景より,改正概要を明らかにし,今後の企業の取り組みについて解 説したい。

Abstract

The certification of workplace accidents essential to assuring worker safety. Workplace accident certification is divided into two types: mental disorders and brain/ heart diseases. In the past, brain/ heart disease was mainly attributed to overwork, and certificated by the number of overtime hours worked, . However, the certification process for work place accidents was revised in 2021. This paper reviews the revisions and what they imply for workplace accidents.

キーワード

労災認定(Workplace accident certification) 脳・心臓疾患(Brain/ heart disease)

-1 -

^{*}北海道情報大学医療情報学部医療情報学科教授, Professor, Department of Medical Management and Informatics, HIU

1. 労働災害とは

労働災害(労災)とは,労働者(従業員, 社員,アルバイトなど)が労務に従事したこ とによって被った不利益(負傷,疾病,死亡) と定義される(医療情報科学科学研究所 2016)。以前は、建築現場での転落による死 亡事故、工場での機械による巻き込まれ事 故など認定する判断基準が明確であったが, 職種の社会的変化や職場環境の複雑化によ り、「過労死」など過重業務による脳・心臓 疾患の発症などの身体的障害、セクシュア ルハラスメント,パワーハラスメントなど の心理的負荷による精神的障害など多岐に 渡っているのが現状である。これに対して, 国は労働者の不利益を保証するための労災 保険制度を設けている。労災保険対象者は ほぼ全ての労働者に適応されると考えても 大きな間違いがないが、使用者としての会 社の代表取締役などには適応されない。労 働者の判断基準は,使用従属関係があるか, 会社から賃金の支払いを受けているか,の2 点によって判断される。

労災として労災保険の給付対象になる疾 患は「業務上疾病」と定義される。具体的に は,業務起因性が認められる,つまり業務に よって引き起こされたと判断できる疾病で ある。定義から判断すると,業務上疾病の認 定は一見単純である印象を受けるが,実際 は業務との因果関係が不明瞭な事例も多く, 認定は難しいのが現状である。業務上疾病 と認められなければ,労災補償を受けるこ とができず労働者は不利益を被ることにな る。こういった問題解決のために,業務上疾 病の認定基準が設けられている。認定基準 として以下の3つの要件を満たす必要があ る。

1. 職場に有害因子があること

疾患の発症原因となるものを有害因子と いう。たとえば、化学物質、光線、粉塵、無 理を強いる動作、労働環境に適さない暑さ・ 寒さなどの環境因子が該当する。

2. 有害因子に関わった時間が相当であること

業務中に有害因子があったとしても,労 働者がそれと関わる時間が短い場合は業務 上疾病とは認められない。健康障害を来す ほど長時間にわたって有害因子に関わった 場合に業務上疾病は認められる。

3. 医学的判断により妥当であること

この項目は上記2と関連する。疾患は遺 伝因子や環境因子など様々な因子が関与し て発症するのが一般的であるため、有害因 子に相当時間に渡り暴露したからといって 即座に発症するとは限らない。たとえば、短 時間の暴露で業務上疾病を発症する危険性 が高い有害因子であっても、労働者の健康 状態が良好であれば疾患の発症が抑制され、 一定時間の経過後に業務上疾病を発症する 事例も散見される。そういった場合には医 学的見地による因果関係の妥当性を検討す る必要がある。結果,妥当と判断された場合 には業務上疾病は認められる。これまでの 業務上疾病の認定例として、放射線暴露作 業による白血病や癌、高温多湿な職場環境 での作業による熱中症,腰に大きな負荷が かかる作業による腰痛などがある。

労災は、業務状疾病を発症した業務災害 ばかりでは無く、通勤によって労働者が被 った通勤災害も考慮される。通勤災害とは 通勤によって労働者が被った傷病等である。 まず、通勤とは就業に関し、1.住居と就業場 所との間の往復,2.単身赴任先住居と帰省 先住居との間の移動, 3. 就業場所から他の 就業場所への移動,を合理的な経路及び方 法で行うことをいい,業務の性質を有する ものを除くと定義されている。問題となる のは、労働者が企業に申請している通勤届 けの経路について、 逸脱あるいは中断した 場合の判定である。逸脱とは, 通勤の途中で 就業や通勤と関係の無い目的で合理的な経 路をそれることをいい、中断とは、通勤の経 路上で通勤と関係の無い行為を行うことを いう。国は具体的例として,通勤の途中で経 路近くの公衆トイレを使用する場合や経路 上の店でタバコやジュース を購入する場 合などの些細な行為を行う場合には, 逸脱, 中断とはならず,一方で,通勤の途中で映画 館に入る場合や飲酒する場合などは逸脱, 中断に該当すると記載している(厚生労働 省 2023)。

2. 労災認定の現状

国の労災認定は業務上疾病により2つに 分類される。精神障害による労災認定と 脳・心臓疾患の労災認定である。本論で は、脳・心臓疾患の労災認定について解説 したい。脳・心臓疾患は、動脈硬化等によ る血管病変が原因となり発症する。本疾患 は、長期間にわたり徐々に進行および増悪 するため、加齢による自然経過により発症 するのが一般的である。しかしながら、業 務による明らかな過重負荷が加わること で、心血管病変等がその自然経過を超えて 著しく増悪し、脳・心臓疾患を発症する場 合がある。このような経過を辿って発症し た脳・心臓疾患は、発症に当たり過剰な業 務が相対的に有力な原因と判断できるため 業務に起因する明らかな疾患として取り扱 いが可能となる(和田攻 2001)。業務の 過剰性の評価にあたっては,労働時間,勤 務形態,作業環境,精神的負担などの要素 があり,これらの要素を個々の事例に照ら し合わせて総合的に判断し労災認定の可否 が決定される。

図1は最近5年間の脳・心臓疾患の労災 件数の推移である。(厚生労働省 2021a)。請求件数とは各職場より労災認定 の可否の判断を国に求めた件数,支給決定 件数とは決定件数のうち業務上と認定した 件数である。ちなみに,決定件数は,当該 年度内に業務上,又は業務外の決定を行っ た件数であり,当該年度前に請求があった ものも含まれる。2017~2021年の労災件 数推移は,請求件数については 2019年よ り下降傾向,支給決定件数は経年的に減少 傾向にある。特定健診事後の保健師指導の 充実,過重労働に対する意識向上とともに 企業への取り組み,労働者自身の健康意識 向上などの企業努力の賜物と考えられる。

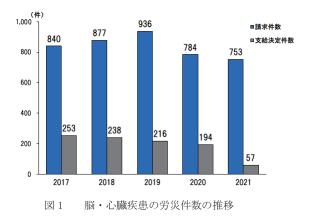


図 2 は最近 5 年間の脳・心臓疾患の労災 認定率の推移である (厚生労働省 2021a)。 しかしながら,労災認定率の推移は,2017~2020年まで全体事案,死亡事案については 減少傾向であったが,2021年は一転,両事 案とも増加した。要因は後述するが,認定基 準の改正が影響していると考えられる。現 状として全体事案は約3割で経過している が,死亡事案が全体事案の約9割と高率で ある。つまり,労働者がすでに死亡した後の 認定決定と手遅れの状況からの申請である ことを考慮すると,更なる企業努力に加え, 社会的な施策が必要な状況である。



これまでの脳・心臓疾患の労災認 定基準

3.1. 対象疾患

脳血管疾患が4疾患,虚血性心疾患等が 4疾患の合計8疾患が該当する。8疾患以外 の脳・心臓疾患は,過重労働と関連して発症 するエビデンスが不十分であるため対象疾 患と認められていない。該当する8疾患に ついて解説したい。

・脳血管疾患

脳内出血,くも膜下出血,脳梗塞,高血圧 性脳症の4疾患である。

(脳内出血)

高血圧を有する者の発症が多く、高血圧

性脳出血が大部分をしめる。他に血圧が正 常であっても先天的な血管奇形などが原因 となる脳内出血が若年層に認められる。

(くも膜下出血)

脳内出血とは異なり,くも膜下腔に出血 する疾患である。原因の多くは,脳底部に分 布するウィリス動脈輪及びその近傍の脳動 脈にできた動脈瘤の破裂に起因している。 高齢者よりも壮年層から青年層に多く認め られる。若年層に発症した場合には,動静脈 奇形による血管が破裂して出血を起こすこ とが多い。

(脳梗塞)

脳を灌流する動脈の内腔が閉塞されるた めに,閉塞部位の末梢脳組織は血液の供給 が途絶され脳実質が壊死を起こす疾患であ る。閉塞の原因によって,脳を灌流する動脈 に狭窄が起こっている場所に,さらにそこ に血栓を形成して血管を閉塞する脳血栓症, 心臓や血管に生じた血栓や脂肪,空気など が血流とともに流れて動脈を閉塞する脳塞 栓症,の2つに大別される。

(高血圧性脳症)

急激な著しい血圧上昇(一般的には収縮 期血圧 200mmHg 以上)した場合に,頭痛, 悪心,嘔吐,視力障害,意識障害等の脳症状 を認める疾患であるが,速やかに血圧を下 降させると症状が軽快する。腎障害などに よる悪性高血圧でしばしば認められる。

· 虚血性疾患等

心筋梗塞,狭心症,心停止,解離性大動脈 瘤の4疾患である。

(心筋梗塞)

冠動脈内に生じたプラーク(動脈硬化に よる隆起性病変)が破綻し,そこに血栓が生 じることにより動脈が閉塞し心筋の壊死を 起こす疾患である。代表的症状は胸痛であ り,対象疾患の4人中3人に生じると報告 されている。

(狭心症)

冠動脈の異常(動脈硬化などの器質的病 変あるいはスパスムによる機能的異常)に より生じた一過性の心筋虚血により胸痛発 作を来す疾患である。発作時間が短いこと, 心筋壊死が生じないことが心筋梗塞と異な る。

(心停止)

心停止は、心臓からの血液拍出が無とな り血液循環が停止した疾患である。多くは、 心電図上、心室停止、心室細動を来し、速や かな救急蘇生が必要となり、不成功例は突 然死に至る。

(解離性大動脈瘤)

大動脈の中膜に変性・壊死が発生して,内 膜に亀裂が生じて大動脈内を流れる血流の 一部が大動脈壁内に入り込み,大動脈壁を 解離(剥離)するように血液が混入した瘤を 形成した疾患である。症状として,背部や胸 部に激痛が突然に生じることが特徴である。

以上が対象疾病であるが,脳卒中および 急性心不全は,可能なかぎり疾患名の確認 を行い,対象疾患以外の疾病であることが 確認された場合を除き,脳・心臓疾患の認定 条件によって判断することが留意点となる。 3.2.認定要件

脳・心臓疾患の発症と業務との因果関係 を認めること,つまり業務による明らかな 過重業務の実態があったことが必須要件で ある。業務による明らかな過重負荷とは, 脳・心臓疾患の発症の基礎となる血管病変 等をその自然経過を超えて著しく増悪させ たと客観的に認められる業務による負荷で ある。従って,業務が過重のため発症した場 合は,業務上と判断できるので労災補償の 対象となるが,業務以外の日常生活の負荷 が過重であった場合は業務外として労災補 償の対象とはならない。業務との因果関係 は,異常な出来事,短期間の過重業務,長期 間の過重業務,の3点について検討される。

(異常な出来事)

具体的には 3 つの類型がある。1. 極度の 緊張,興奮,恐怖,驚愕等の強度の精神的負 荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常 な事態としての精神的負荷,2. 緊急に強度 の身体的負荷を強いられる突発的又は予測 困難な異常な事態としての身体的負荷,3. 急激で著しい作業環境の変化としての作業 環境負荷,である。評価期間は,発症直前か ら前日までとされている(厚生労働省労働 基準局労災補償部保証課 2003)。

(短期間の過重業務)

過重業務と評価期間によって判断される。 特に,過重業務とは、当該労働者が行ってい た業務が当該労働者本人にとって過重であ ったか否かにより判断されるのでは無く, 当該労働者と同様の業務に従事している同 僚等を対象として,過重と考えられるか否 かという客観的観点より判断される。評価 期間は,発症前おおむね1週間とされてい る。

(長期間の過重業務)

発症前の一定期間の就労実態を考察し発 症時における疲労の蓄積がどの程度であっ たかという観点から判断する。最も重要な 要因は長時間の労働時間であり,発症日を 起点として1ケ月単位で検討する。検討方 法は次の2つである。発症前1ケ月間ない し6ケ月間にわたって,1ケ月あたり45時

49

間外労働時間数は、1週間当たり40時間を 超えて労働した時間数であり,各企業にお ける給与ベースの時間外労働時間の換算と は異なるので注意を要する(厚生労働省 4. これまでの脳・心臓疾患の労災認 これまでの脳・心臓疾患の労災認定は長 時間労働を基準として主に認定してきたの が実態である。 個々の労働者の労働時間は, タイムカード使用などにより容易に把握す ることが可能であり、しかも数字で表現さ

間を超えて時間外労働時間が長くなるほど, 業務と発症との関連性が徐々に強まること

が明らかになっている(厚生労働省労働基

準局労災補償部保証課 2003)。発症前1ケ

月におおむね 100 時間又は発症前 2 ケ月間

ないし 6 ケ月間にわたって, 1 ケ月あたり

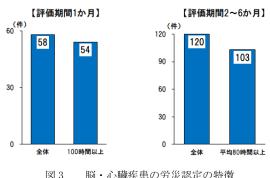
おおむね 80 時間を超える時間外労働が認 められた場合は,業務と発症との関連性が

強いと評価できる。ただし,留意点として時

れる客観的な指標であるため対策も講じや すい。しかしながら、各労働のスキルの違い による単位時間内での業務内容達成度を客 観的に計測することは難しく,その結果,単 位事業所内において短時間で業務を達成で きるスキルのある労働者に業務が集中する 可能性が高く,過重労働を時間外労働時間 で評価することには限界がある。

図3は脳・心臓疾患の労災認定の特徴で ある。特に,時間外労働時間から判定された 労災事例数を表記したものである(厚生労 働省 2021a)。評価期間 1 ケ月において時 間外労働100時間以上となった事例は58件 中 54 件 (93%), 評価期間 2~6 ケ月におい

て平均時間外労働 80 時間以上となった事 例は 120 件中 103 件 (86%) であり,時間 外労働時間を基準としての判定が主になっ ているのが実態である。しかしながら、この 基準に該当しない事例もあり新たな認定項 目の設定を考慮する必要がある。



脳・心臓疾患の労災認定の特徴

5. 最近の特筆すべき裁判事例

過労死ライン未満でも労災 新基準で判断覆り認定



居酒屋チェーンで勤務中に、脳内出血し後 遺症がある元調理師の男性(62)につい て、労働基準監督署が「過労死ライン」に満 たない残業時間で労災認定していたことが? 1日、分かった。労基署はいったん申請を退 けたが、厚生労働省が9月、過労死ラインに 達していなくても不規則勤務などを重視する 新しい認定基準の運用を始めたことを受け、 判断を覆した。厚労省によると、新基準に基 づいて決定が取り消しになり、認定されたの

は初めて。

男性の代理人の松丸正弁護士によると、男性は16年1月、千葉県柏市の「庄や」で勤 務中に脳内出血し、救急搬送された。

上記は朝日新聞デジタル版 2021.12.23 に掲載された記事である。概要は以下であ る。居酒屋チェーンの庄やなどを展開する 大庄(東京都)の調理師だった男性(62) が業務中に脳内出血を発症し後遺症が残っ たことに対する労災認定をめぐる裁判であ る。男性は 2008 年に調理師として採用さ れ,2015年2月から千葉県柏市内の店舗 で勤務を始めた。2016年1月の勤務中に 脳内出血を発症した。男性は仕事中の疾病

2022)

定の実態

発症のため、同年3月に柏労基署に労災申 請を行った。しかしながら、時間外労働時 間が月平均80時間を満たしていない、具 体的には時間外労働時間の平均が直近2~ 6カ月では最大約75時間半だったため労 災認定がなされなかった。係争を継続して いたが、一転6年越しの2021年秋に労災 認定された事例である。労災認定された理 由として柏労基署は「過労死ラインに近い 残業時間に加えて、不規則な深夜勤務など の負荷を総合的に考慮した」と説明してい る。本事例はこれまで脳・心臓疾患の労災 認定が時間外労働時間を主として認定して いた現状を打破した全国で初めての裁判事 例として特筆すべきものである。

以上のことより,脳・心臓疾患の労災認 定について,こらからは企業は有効な対策 を再認識するとともに,労働者に広く周知 する必要が必須である。

6. 新たな脳・心臓疾患の認定基準についての国の概要

以前の労災認定基準は,平成13年12月12 日付け基発第1063号により示してきたが, 脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専 門検討会の検討結果を踏まえ,新たな認定 基準が20年ぶりに改正され,令和3年9月15 日より施行された(厚生労働省 2021b)。 以下に主な改正点を記載する。

<基本的な考え方>

対象疾病

過重負荷に関する旧認定基準の基本的な 考え方は現時点でも妥当と判断されてお り,過重負荷の考え方に実質的な変更は無 い。 「重篤な心不全」の追加

旧認定基準においては不整脈が一義的な 原因となった心不全症状等について,「心 停止(心臓性突然死を含む。)」に含めて 取り扱うこととされていた。しかしなが ら,心停止とは異なる病態である心不全を 「心停止(心臓性突然死を含む。)」に含 めて取り扱うことは適切でない現状を加味 し,また,不整脈によらず,心筋症等の基 礎疾患を有する場合にも,業務による明ら かな過重負荷によって当該基礎疾患が自然 経過を超えて著しく増悪し,重篤な心不全 が生じることが考えられるため,不整脈に よるものも含め「重篤な心不全」が対象疾 病に追加された。

「大動脈解離」への表記の修正

旧認定基準においては「解離性大動脈 瘤」が対象疾病とされていたが,大動脈瘤 を形成しない大動脈解離も対象疾病である ことを明確にする必要性,臨床的に現在は 解離性大動脈瘤の場合を含めて大動脈解離 の診断名が付されることが多いこと等か ら,「大動脈解離」に表記が改められた。 なお,旧認定基準の「解離性大動脈瘤」 は,すべて「大動脈解離」に含まれる。

・ 認定要件の具体的判断

「長期間の過重業務」

評価期間についての変更は無いが,発症 に近接した時期の負荷についても総合的に 評価すべきことが明示された。そのため, 過重負荷の有無の判断に当たって評価の基 準となる労働者について,明確化の観点か ら「同種労働者」と表記が改められた。さ らに,労働時間と労働時間以外の負荷要因 の総合的な評価として,業務と発症との関 連性が強いと評価できる場合があることが

51

明示された。あわせて,短期間の過重業務 とも共通して,労働時間以外の負荷要因に ついて,勤務時間の不規則性(拘束時間の 長い勤務,休日の無い連続勤務,勤務間イ ンターバルが短い勤務,不規則な勤務・交 替制勤務・深夜勤務),事業場外における 移動を伴う業務(出張の多い業務,その他 事業場外における移動を伴う業務),心理 的負荷を伴う業務,身体的負荷を伴う業務 及び作業環境(温度環境,騒音)に整理さ れ,その検討の視点についても明確化され た。

「短期間の過重業務」

評価期間について,発症前1ケ月間より 短い期間のみに過重な業務が集中し,それ より前の業務の過重性が低い場合の取扱い が明示された。また,労働時間の負荷要因 の検討の視点についてより明確化されると ともに,業務と発症との関連性が強いと評 価できる場合の例示がなされた。

「異常な出来事」

異常な出来事の考え方が認定基準に示さ れるとともに,具体的な3つの出来事(精 神的負荷,身体的負荷,作業環境の変化) について,医学的知見や裁判例等を踏ま え,その表記が一部修正された。あわせ て,検討の視点がより明確化されるととも に,業務と発症との関連性が強いと評価で きる場合の例示がなされた(厚生労働省 2021c)。

7. 新たな脳・心臓疾患の認定基準での留意点のまとめ

以前の脳・心臓疾患の労災認定は客観的 に評価しやすい時間外労働を含む労働時間 を主な要因として行われていたが,新たな 労災認定は労働時間とともに労働時間以外 の負荷要因(業務の質的ストレス)を重要 視して総合的に判断することに変更となっ た。しかしながら,業務の質的ストレスの 評価は明確な基準を設定することが難し

く,産業衛生活動を行ううえで判断に混乱 を来す可能性が高いと考えられる。そのた め,留意点を3つに絞り解説したい。

1. 認定対象疾病に重篤な心不全が新たに追加されたことを認識する

今後の日本において心不全発症が著明に 増加する(パンデミック)と予想されてい る現状を加味して本疾患発症の重要性を加 味する。

2.時間外労働時間旧基準を踏襲することが 妥当である

おおむね45時間を超えて時間外労働時間 が長くなるほど、業務と発症との関連性が 徐々に強まる。発症前1ケ月間におおむね 100時間,又は発症前2ケ月間ないし6ケ 月間にわたって1ケ月当たりおおむね80時 間を超える時間外労働が認められる場合 は、業務と発症との関連性が強いことを再 認識する。

3. 長期間および短期間の過重業務の労働時 間以外の負荷要因を見直す

休日の無い連続勤務が無いかを評価す る。

勤務間インターバルを十分に考慮する。 具体的には、勤務間インターバルをおおむ ね11時間確保することが重要であり、11時 間未満の勤務の有無、時間数、頻度、連続 性等について評価する。

不規則勤務・交替制勤務・深夜勤務を評 価項目とする。勤務の時間帯や深夜時間帯 の勤務の頻度・連続性を考慮して十分な睡

52

眠が取れない程度を考慮して業務の過重性 を個々で評価する。

出張業務の過多を評価する。出張が連続 する程度,出張期間等を考慮して,出張中 における睡眠を含む休憩・休息が取れてい たのかを評価する。特に海外出張に関して は時差の程度を評価し,4時間以上の時差 がある場合は格段に考慮する。

心理的業務不可の有無を判断する。自分 あるいは他人の生命や財産が脅かされる危 険性,極めて危険な物質の取扱い,周囲の 理解や支援の無い状況下での困難な業務, 事故や災害の体験,仕事の失敗や過重な責 任の発生,役割や地位の変化,パワーハラ スメント,対人関係,セクシュアルハラス メント等を評価項目として総合的に判断す る。

長期間の過重労働の判断にあたっては, 労働時間のみならず,温度や騒音などの作 業環境を不可的に評価項目に加える。

今後に求められる産業衛生活動指 針

以上のことから, 脳・心臓疾患の労災認定 を減少させるための今後の産業衛生業務は 評価項目が多岐にわたり, しかも複雑化し ているため, 労働時間以外のどの項目から 着手するかを一元的に取り扱うことは難し い。仮に項目を絞ったとしても, 各項目に客 観的な指標がほぼ無いことも実行を難しく している一因となっているため, 以下の 3 項目をまずは重要視して労働衛生業務を行 うことが妥当と考える。

・休日のない連続勤務を防止する。

旧基準における時間外労働時間を含めた 労働時間に加算されるため客観的な評価と して利用しやすいと考える。

・適切な勤務間インターバルを厳守する。

労働者の労働時間についてタイムカード 等を用いて厳格に評価し、勤務間インター バルを11時間以上にすることを徹底する。 労働時間を基準とするため客観的評価が容 易である。

・心理的業務負荷を個人レベルで評価する。

個人の業務上のストレスレベルについて は企業が行なっているストレスチェックを 有効活用して要因の評価を厳格に行う。具 体的には,仕事量,仕事の質,上司のサポー ト,同僚のサポートの4項目にて評価を行 うとともに,経年的変化をとらえストレス 度を総合的に個人評価する。また,ストレス チェックでは評価が難しい,セクシュアル ハラスメント,パワーハラスメントについ て報告が容易となるような企業内での導線 を整備する。

9. 最後に

脳・心臓疾患の労災認定は労働者個人の 経済的問題のみならず,国が推し進めてい る企業の健康経営に対する企業イメージに も影響する大きな問題である。新基準とな ったことより,評価項目は多岐に渡るた め,企業の産業衛生スタッフのみで対応す ることは難しく,個々の労働者を含む企業 全体に啓発を行い,各企業の問題点を明ら かにして施策を立案し実行することが今後 は強く求められる。快適な職場環境の熟成 を再認識する好機と考える。

参考文献

- 医療情報科学研究所(2016)『公衆衛生が 見える』メディックメディア。
- 厚生労働省(2021a)「令和3年版過 死等防止対策白書」, pp. 53-65。
- 厚生労働省(2021b)「血管病変等を著 しく増悪させる業務による脳血管疾患 及び虚血性心疾患等の認定基準につい て」, pp.1-12。
- 厚生労働省(2021c)「脳・心臓疾患の労災 認定の基準に関する専門検討会報告書
 -], pp. $36-37_{\circ}$
- 厚生労働省(2022)「脳・心臓疾患 の労災認定 過労死等の労災補 償 I」, pp. 1-11。
- 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監 督署(2023a)「労働保険給付の概要」, pp. 1-15。
- 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課 (2023b)『脳・心臓疾患の労災認定と
 - 事例』 労働調査会。
- 和田攻(2002)『労働と心臓疾患-過労死の リスク要因とその対策』産業医学レビ ュー14。